

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.94

2002.6.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : Oriflame Asoke Tower 23rd Floor, 253 Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「1」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(7月、8月のタイ祝祭日のお知らせ)

7月は24、25日が祭日です。8月は12日が祭日です。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを6月25日付けで更新しました。今回は、ニュース(英語版及び日本語版) <http://www.s-i-asia.com/news-JPN.htm>、を更新しました。ご覧ください。裁判所統計をアップデート致しました。

(事務所所員異動のお知らせ)

所員見習ですが矢守章子(やもり あきこ)さんが入所致しました。社団法人日本発明協会を退職後、タイのチュラロンコン大学でタイ語コースを終了しましたので、弊所にて実地研修を受けることになりました。宜しくお願い致します。

(会員専用ホームページの更新のお知らせ : 再送)

裁判統計、タイ知的財産局告示和文(2月1日付けで審査外部機関委託にかかる告示が発行されました)を更新してあります。また、ニュースアーカイブ(1996年から2001年までの6年間、約700件の東南アジアでの知的財産ニュースが収録してあり、国別で掲載されております)がほぼ完成しました。

さらに、**タイの特許微生物寄託制度**について報告書が出来上がりました（PDF形式）是非ご一読ください。「**タイの知的財産制度 特許、実用新案、意匠、商標、著作権、種苗法**」（PDF形式）の小冊子を実務者用に作成致しました。簡単なものですが、是非お手元に置かれては如何かと思えます。これは、近日中にバンコク日本商工会議所より法文を含めて出版予定です。出版しましたらご案内を再度させて戴きますが、まずは、ご覧ください。

～ 編集者より～

当地もワールドカップ騒ぎが街中で繰り広げられている。現地の人々が日本を応援するというのは単に賭けているという意味にしか捉えられないというのが少々寂しい気がするが。

前回、ゴムの生物海賊行為について如何にブラジルの種苗輸出入禁止令が当時の時代の流れに反していたものかをお話した。限られた地域でビジネス上競争力のある品種を保有することは、必ず生物海賊行為がついて周る。そして、それは国の施策としての禁止令だけでは絶対に阻止できない。だからこそ国際的にオープンな秩序だったシステムが必要であるという教訓である。実はこの当時のブラジルと同じ轍を歩んでいるのが、実は日本政府ではなかろうかという趣旨で今回論稿したい。

2002年4月21日日本経済新聞に「品種登録は増えても果実は不作・・・植物にも知的財産権」と題し日本のイチゴ「とちおとめ」が韓国産となって国内市場に出回っているという話であった。「四年前の種苗法改正で、植物の特許といえる品種登録制度を強化したのに、監視体制の不備などから品種開発者の権利が十分に守られていないのだ。」と新聞では報じていた。実は監視体制の不備ではない。所謂、水際措置（税関での措置）が十分に整備されていないのが主な原因であった。そこで、日本政府はこのようなケースを憂慮したのか知的財産戦略会議においても、植物育成者権（品種登録によって得られる知的財産権）を強化するために、関税定率法の改正による品種の輸入輸出についての差止め請求権の創設（税関が発見すると直ちに権利者に通報され差止め請求を申し立てることができる）審査期間の短縮化を盛り込むことになった。

2002年5月22日の日本経済新聞には

「海賊版」農産物の輸入、税関で摘発強化

農水省は国内開発者が生産・販売権を持つ新品種の農産物を海外で違法に栽培し、日本に逆輸入することを禁止する方針だ。関税定率法を改正、偽ブランド品などと同様に輸入禁制品とする方向で、税関を担当する財務省との調整に入った。知的財産権の保護を徹底し、安価な「海賊版」農産物が国内農家を

圧迫するのを防ぐ狙いがある。

22 日夕に開く政府の知的財産戦略会議がまとめる「知的財産戦略大綱」の骨格に盛り込む。 国内の研究機関や育種家、農家などが開発した農産物の新品種は、種苗法で登録制を設けており、開発者に排他的な生産と販売の権利を認めている。しかし最近では日本人の好みに合うように品種改良された野菜や果物の種子が海外に流出、低コストの労働力を使って無断栽培され、安い価格で日本に逆上陸する動きが広がっている。」

しかしながら、これらの施策で果たして第二、第三の「とちおとめ」上陸を防ぐことができるのだろうか。問題は、日本市場への上陸を防ぐことは当然しなければならないが、それ以上に外国での日本人種苗家の権利保護を訴えることが非常に大切ではなからうか。現在採りつつある施策はあくまで国内市場を守るためと私は理解している。つまり、持ち出し持ち込み禁止というブラジルの展開である。

それでは、海外で日本国民の育成者権は果たして守られているのだろうか。あるいは保護を受ける素地があるのだろうか。を考えてみたい。

この点に行き着く前に、日本において外国人の種苗保護ができるかという点を説明したい。日本種苗法には外国人が出願者の場合、その外国でも日本人が同様の取り扱いを受けた場合のみ権利を与えている。(第10条第3項)すなわち、相互主義の原則である。例えばUPOV 未加盟国 (UPOV: <http://www.upov.int/> 植物の新品種の保護に関する国際条約 <http://www.hinsyu.maff.go.jp/upov.html> (条約文和訳)) であるタイの育成者が日本政府に種苗登録出願をした場合、この原則が適応され、政府間の取り決めがない限り、出願できないため、日本人の承継人あるいはUPOV加盟国国民に承継して出願することとせざる負えない。

(参考)

「種苗法 (平成 10 年法)

(外国人の権利の享有)

第十条 日本国内に住所及び居所 (法人にあっては、営業所) を有しない外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、育成者権その他育成者権に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国又はその者が住所若しくは居所 (法人にあっては、営業所) を有する国が、千九百七

十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国（以下「締約国」という。）又は同条約を締結している政府間機関（以下「政府間機関」という。）の構成国（以下「締約国等」と総称する。）である場合

二 その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約を締結している国（同条約第三十四条の規定により日本国がその国との関係において同条約を適用することとされている国を含む。以下「同盟国」という。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合（前号に掲げる場合を除く。）

三 その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が育成者権その他育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合（前二号に掲げる場合を除く。）」

さて、先程の問題（日本人の海外での権利保護）であるが、UPOV加盟国ではないタイで日本人が「日本で種苗登録したのでけれど、タイでも同じような権利は取れるのでしょうか」と質問したとする。答えは今の処、NOである。タイの1999年種苗法においては、日本でタイ国籍者が同様な扱いを受けた場合、初めて日本人がタイで出願資格が生まれるのである。前述したように、いわゆる相互主義の原則が働くのである。

（参考）タイ種苗法

「第15条 植物新品種を出願する者は、植物品種改良者であり、かつ以下の特徴のいずれか一つを有するものとする。（1）タイ国籍を有する者、あるいはタイ国に本社のある法人（2）その者の属する国が、タイ国籍を有する者あるいはタイ国に本社のある法人に対して保護を認めている外国の国籍を有する者（3）その者の属する国が、タイ国が締結している植物品種の保護に関する国家間協定あるいは合意の同盟国である場合（4）タイ国に住所を有する者、あるいはタイ国で工業あるいは商業を営んでいる者。あるいはその者が住所を有する国が、タイ国が締結している植物品種の保護に関する国際間協定あるいは合意の同盟国である場合。あるいはその者が住所を有する国が、タイ国が締結している植物品種の保護に関する協定あるいは合意の同盟国であり、かつその者がその国で工業あるいは商業を営んでいる場合。」

もっと平たく言えば、「UPOV条約加盟国の国民であれば簡単に出願できますよ。」という大原則が日本政府から聞こえて来る。がしかし、果たして、この原則が現実問題としてアジアで

どの程度有効なのであろうか。アジアでUPOVに加盟しているのは中国と韓国だけである。とすると、日本から、あるいは韓国からでも「とちおとめ」を持ち込んで、タイやベトナムで栽培し収穫し、タイ市場、東南アジア市場で大々的に販売しても日本での権利者は当該国で権利を有さない限り法的に全く対抗できないこととなる。

UPOV条約加盟国には現在47カ国(2001年12月現在)。そのうちアジアの主要国は中国、韓国程度で、マレーシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシアなどの主だったASEAN各国は入っていない。つまり、二国間協定が何かで相互に内国民待遇を謳わなければ、日本人育成者は国内での権利主張はできるものの、海外で出願し、自らの権利をほとんどのアジアでは主張できないこととなるわけである。(アジア諸国の種苗保護については <http://www.apsaseed.com/index.html>)

これを打開するには、相手国へのUPOV条約への加盟促進か、あるいは将来アジアの様々な国と取り交わすであろう二国間経済協力協定の中に種苗に関する知的財産保護(二国国民相互の権利資格条項)を入れておく必要があるのではないだろうか。

さらに、私の個人的な観測でもあるが、日本の品種改良技術は国際的に競争力があると常々感じている。このような技術を駆使することにより日本が輸出できる農産物を多く創出することは日本農業再生の一助となることは十分に考えられる。是非とも、知的財産戦略を考える場合に種苗品種保護に関する将来展望のある戦略作りを望みたい。

～シンガポールではソフト海賊行為が減少しつつある～

シンガポール海賊版が減少しつつある。その被害額は3年前には6100万ドルだったのが昨年4100万ドルとなった。また、海賊版割合は96年60%から2001年は51%まで低下した。事実、この数字は香港53%、マレーシア70%より良い結果となっている。BSAによると、世界全体での被害額は117億ドルから昨年109億ドルへ低下しているが、その原因はソフト価格の低下が主なもので、海賊版率から言うと2000年37%から昨年は40%へと増加している。(2002年6月12日、シンガポール・ストリートタイムズ)

～マレーシアにてスターウォーズ新着フィルム海賊版が出回るが取り締まりを実施～

数千枚の新しいスターウォーズ海賊版VCD及びDVDが映画封切り前にマレーシアで摘発された。摘発は映画海賊に関係している国リストからマレーシアを外すべく当局が行ったものと見られている。再三の摘発にも関わらず、スターウォーズ海賊版はVCDでは5リンギ(2.37シンガポールドル)、DVDだと10リンギとなっている。この映画の配布会社20世紀フォックス

クス担当者は海賊行為がビジネスにかなり切り込んできていると話している。「私はエンフォースメント機関がこの事態を打開することを期待している」。明日マレーシアで封切られるスターウォーズには特別なチケットの列に並ぶ人々が見受けられるが、国内映画では誰も列がない。つい最近の摘発では3万枚のDVDが見つかっている。取り締まりチームは匿名情報によって Petaling Jaya の中心部ブティックに倉庫及び配布拠点を見つけ出した。摘発した時には店員はテレビでスターウォーズを観ていた処だった。また、捜査官は海賊版が急行バスを利用して配布されていることを突き止め、バスの荷物入れから数千枚のVCDを押収し、2名を逮捕した。マレーシアはなおも世界中の海賊版映画の発信地である。(2002年5月15日、シンガポールストレイトタイムズ)

～マレーシアはCD海賊版発信地ではない～

マレーシアのCD製造業者が言うには、この地域のソフト及び映画海賊版の氾濫はマレーシア業者のせいではない。James Tee, Optical Discs Manufacturers Association(Odma)が言うのは、多くの海賊版はインドネシア Tanjung Pinang 及び タイの Hat Yai から来ている。

「このことを証明するのは難しいが、我々業界のものは知っている」と語っている。「我々は著作権保護グループから常に捜索を受けている。だから我々が関与するのはほとんど不可能だ。」

「インドネシアの Tanjung Pinang からマレーシアのジョホールまで船で20分。誰も密輸を止めることはできない。」と語った。International Intellectual Property Alliance(IIPA)の今年初めの報告書ではマレーシアは”unacceptable”と記載されている。音楽海賊版は65%から70%へ上昇している。Motion Picture Association of America(MPAA)の調べでは80%が海賊版であるとしている。この問題のほとんどがマレーシアの製造業者の近くで行われている。前述の Tee 氏は現実的に不可能であると言っている。一つは政府国内消費者省がCD製造業者の工場へ1月以来毎日検査にやってくる。「彼らは毎日違う検査官を送ってくる。それは賄賂を防止するため。」「我々メンバーはCDの金型に刻印したIDコードを持たなければならないし、毎月何を製造したのかを報告しなければならない。」しかしながら、IIPA 報告書にはマレーシア市場以上の生産能力を持っていることが指摘されている。多くの余剰生産能力は海賊行為で輸出されているとしている。(2002年5月29日、タイメーション)

～マレーシアでCD海賊版の出処を知るために顕微鏡利用を計画～

マレーシア政府海賊版取締り当局は海賊版CDについているコードを高性能顕微鏡で追いかけることを計画している。35.5万シンガポールドルで500倍率の顕微鏡を利用し、IFPI(International Federation of Phonographic Industry)のコードを検知することができるというもの。このコードは海賊版製造業者によりシンナーや酸により消されているが、肉眼では見えないが顕微鏡で検知できるという。(2002年6月8日、シンガポールストレイトタイムズ)

～香港で海賊本が学校で使用されていた～

海外及び国内の出版業者が香港当局に対し学校での教科書海賊版により多くの利益が失われていると不満が出ている。学校の生徒は教科書海賊版はこの地域では合法であると考えてしまう。何故なら、先生が海賊本を使用しているからだ。国内出版業者が言うには年間数百万ドルの損失と見積もっている。それは幾つかの学校はある強化には教科書を使用せず、色々な出版社からの教科書をコピーして作り上げた教科書を使っているからである。Hongkong Reprographic Rights Licensing Society(HKRRLS)によれば2年生の中国語の教科書だけで出版社は昨年1400万香港ドルが損失しているとしている。同協会はさらに大学教科書が学生によってコピーされるため年間4900万香港ドル損失を受けているとしている。このような海賊行為はオリジナル本購入促進のために価格を下げても行われている。香港の小売価格は米国よりも60-80%低く設定している。中小の出版業者は売上の半分はコピーで消えているが、国際的出版業者でも30%の利益は海賊本へと消えている。(2002年5月31日、シガポールストレイトタイムズ)

～タイで1億パーツ(3億円)相当の海賊版CDを押収～

内務大臣 Purachai Piumsobun 及び商務省副大臣 Newin Chidchob は Central Investigation Bureau(CIB)を率い Buddhamonthon III に在る海賊版CD製作工場を捜査し、1億パーツ相当分を押収した。この工場は DDT Co.で Factory Land の住宅地にある。捜査により4人の作業者をみつけ出したが、工場所有者は居なかった。警察は1.67万枚の海賊版CDと2台のCD焼却機械、CD印刷機を押収した。同大臣によると、DDTは今まで捜査した海賊業者では最大で、精巧な機械と高生産能力を有している。この会社は外国人投資家が所有しており、なおも捕まっていない。(2002年6月5日、タイネーション)

～タイの海賊版ディスク取締り成果は目標に達していない～

タイ政府内務省大臣 Purachai Piumsobun によると、著作権侵害及び商標権侵害事件は2000年以来増加していると内務省及び商務省との合同委員会の席上発表した。報告書によると、今年1月から4月まで警察が逮捕したのは1588人。6846件の摘発を2000年及び2001年に行った。同氏はパネルに対し、ビルの所有者の許可なく不法なCDを製作していた工場から証拠を取り去る法的な検討を依頼した。最近の DDT Co.の事件を例にして検討されるよう求めた。この事件の場合2台の23.5百万パーツ相当の機械と600万パーツ相当の印刷機とを押収した。同氏は工場労働者は工場所有者に対する事件での証人として要請されると語った。(2002年6月7日、バンコックポスト)